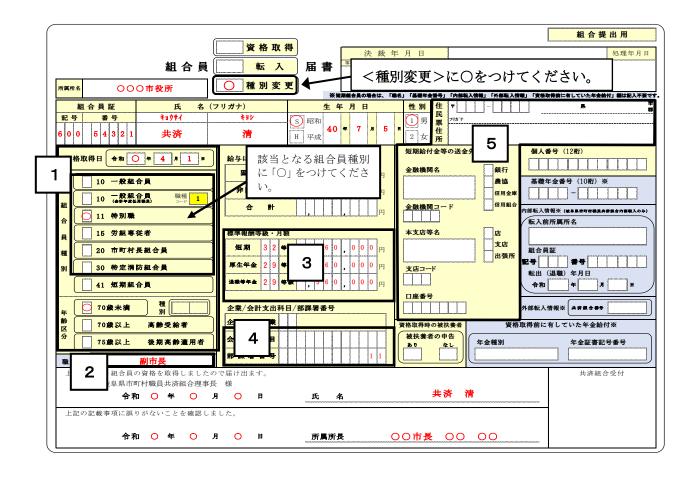
## 〈種別変更〉 一般職 ⇔ 特別職又は特定消防

※「組合員 ⇔ 短期組合員」の場合は、【資—10・11】に掲載してあります。

【<u>組合員証の記号・番号は変わりません</u>ので、組合員証はそのまま使用してください。】

## 《届出が必要な事例》

- ①「一般職 ⇔ 消防職」(消防指令を超える階級は一般職となります。)
- ②「一般職 ⇔ 特別職」
- ③「一般組合員⇔短期組合」【資—10・11】
- ④「一般組合員(会計年度任用職員)⇒「一般組合員」



1	資格取得日の欄に種別が変更となった日を記入し、組合員種別·年齢区分の欄には該当する箇所に○をつけてください。
2	職名には「副市長・消防司令長・事務職員」等、記入してください。
3	原則、従前の標準報酬月額を記入してください。
4	必要に応じて1~12 桁以内の会計支出科目及び部課署番号が登録できます。
5	種別変更前と変更がなければ記入の必要はありません。

【添付書類】 なし